

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について 新旧表

改正後	改正前																																		
(第5管理期間)	(第5管理期間)																																		
第1～第2（略）	第1～第2（略）																																		
第3　くろまぐろの漁獲可能性に関する事項	第3　くろまぐろの漁獲可能性に関する事項																																		
1　（略）	1　（略）																																		
（1）　（略）	（1）　（略）																																		
（2）大型魚の漁獲可能性は、平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量（4,882 トン）に、小型魚の漁獲可能性から振り替えた数量（250 トン）を加えた数量（5,132 トン）とする。このうち、配分を留保する数量を77.4 トンとする。	（2）大型魚の漁獲可能性は、平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量（4,882 トン）に、小型魚の漁獲可能性から振り替えた数量（250 トン）を加えた数量（5,132 トン）とする。このうち、配分を留保する数量を76.4 トンとする。																																		
2　（略）	2　（略）																																		
第4　くろまぐろの漁獲可能性のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項	第4　くろまぐろの漁獲可能性のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項																																		
1　（略）	1　（略）																																		
<table><tr><th>第1種特定海洋生物資源</th><th>大臣管理漁業の種類</th><th>数量（トン）</th></tr><tr><td rowspan="3">くろまぐろ（小型魚）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業</td><td>56.0</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">くろまぐろ（大型魚）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業</td><td>417.0</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量（トン）	くろまぐろ（小型魚）	（略）	（略）	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	56.0	（略）	（略）	くろまぐろ（大型魚）	（略）	（略）	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	417.0	（略）	（略）	<table><tr><th>第1種特定海洋生物資源</th><th>大臣管理漁業の種類</th><th>数量（トン）</th></tr><tr><td rowspan="3">くろまぐろ（小型魚）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業</td><td>62.0</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">くろまぐろ（大型魚）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業</td><td>411.0</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量（トン）	くろまぐろ（小型魚）	（略）	（略）	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	62.0	（略）	（略）	くろまぐろ（大型魚）	（略）	（略）	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	411.0	（略）	（略）
第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量（トン）																																	
くろまぐろ（小型魚）	（略）	（略）																																	
	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	56.0																																	
	（略）	（略）																																	
くろまぐろ（大型魚）	（略）	（略）																																	
	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	417.0																																	
	（略）	（略）																																	
第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量（トン）																																	
くろまぐろ（小型魚）	（略）	（略）																																	
	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	62.0																																	
	（略）	（略）																																	
くろまぐろ（大型魚）	（略）	（略）																																	
	近海かつお・まぐろ漁業及び 遠洋かつお・まぐろ漁業	411.0																																	
	（略）	（略）																																	
2～8（略）	2～8（略）																																		

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

(1) 小型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	91.5
青森県	<u>289.2</u>
岩手県	54.9
宮城県	63.5
秋田県	21.5
山形県	10.3
福島県	13.3
茨城県	19.8
千葉県	42.4
東京都	9.9
神奈川県	35.4
新潟県	55.6
富山県	95.1
石川県	<u>91.1</u>
福井県	19.7
静岡県	26.3
愛知県	0.1
三重県	<u>29.0</u>
京都府	17.4
大阪府	0.1
兵庫県	<u>3.2</u>
和歌山県	23.6

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

(1) 小型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	91.5
青森県	<u>298.9</u>
岩手県	54.9
宮城県	63.5
秋田県	21.5
山形県	10.3
福島県	13.3
茨城県	19.8
千葉県	42.4
東京都	9.9
神奈川県	35.4
新潟県	55.6
富山県	95.1
石川県	<u>85.1</u>
福井県	19.7
静岡県	26.3
愛知県	0.1
三重県	<u>25.9</u>
京都府	17.4
大阪府	0.1
兵庫県	<u>2.2</u>
和歌山県	23.6

鳥取県	<u>4.0</u>
島根県	79.6
岡山県	0.1
広島県	0.1
山口県	87.0
徳島県	8.0
香川県	0.1
愛媛県	9.4
高知県	65.5
福岡県	<u>10.2</u>
佐賀県	0.9
長崎県	688.8
熊本県	<u>2.9</u>
大分県	<u>1.7</u>
宮崎県	13.4
鹿児島県	2.0
沖縄県	0.1
計	<u>1,986.7</u>

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	199.8
青森県	<u>470.5</u>
岩手県	52.6
宮城県	20.5
秋田県	28.5

鳥取県	<u>1.9</u>
島根県	79.6
岡山県	0.1
広島県	0.1
山口県	87.0
徳島県	8.0
香川県	0.1
愛媛県	9.4
高知県	65.5
福岡県	<u>9.2</u>
佐賀県	0.9
長崎県	688.8
熊本県	<u>1.4</u>
大分県	<u>0.7</u>
宮崎県	13.4
鹿児島県	2.0
沖縄県	0.1
計	<u>1,980.7</u>

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	199.8
青森県	<u>460.8</u>
岩手県	52.6
宮城県	20.5
秋田県	28.5

山形県	9.6
福島県	1.0
茨城県	6.0
千葉県	22.7
東京都	14.5
神奈川県	6.1
新潟県	88.6
富山県	14.0
石川県	<u>32.0</u>
福井県	17.9
静岡県	11.8
愛知県	1.0
三重県	<u>23.0</u>
京都府	21.9
大阪府	1.0
兵庫県	<u>7.7</u>
和歌山県	14.2
鳥取県	<u>3.9</u>
島根県	22.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	23.0
徳島県	8.2
香川県	1.0
愛媛県	6.0
高知県	15.4
福岡県	<u>4.0</u>

山形県	9.6
福島県	1.0
茨城県	6.0
千葉県	22.7
東京都	14.5
神奈川県	6.1
新潟県	88.6
富山県	14.0
石川県	<u>38.0</u>
福井県	17.9
静岡県	11.8
愛知県	1.0
三重県	<u>26.1</u>
京都府	21.9
大阪府	1.0
兵庫県	<u>8.7</u>
和歌山県	14.2
鳥取県	<u>6.0</u>
島根県	22.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	23.0
徳島県	8.2
香川県	1.0
愛媛県	6.0
高知県	15.4
福岡県	<u>5.0</u>

佐賀県	6.0
長崎県	158.3
熊本県	<u>4.5</u>
大分県	<u>5.3</u>
宮崎県	14.6
鹿児島県	8.0
沖縄県	127.2
計	<u>1,475.0</u>

2～10（略）

第6～第7（略）

佐賀県	6.0
長崎県	158.3
熊本県	<u>6.0</u>
大分県	<u>6.3</u>
宮崎県	14.6
鹿児島県	8.0
沖縄県	127.2
計	<u>1,481.0</u>

2～10（略）

第6～第7（略）